

使用済燃料中間貯蔵施設に関する
調査検討特別委員会会議録
(第3回審査)

(令和6年8月22日)

む つ 市 議 会

使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会
(第3回審査)

○開会の日時 令和 6年 8月22日(木) 午前10時40分開議
午前11時17分散会

○場 所 むつ市議場

○出席委員 (22人)

委員長	佐々木	肇	副委員長	佐々木	隆徳
委員	高橋	征志	委員	杉浦	弘樹
”	佐藤	武	”	工藤	祥子
”	濱田	栄子	”	櫻田	秀夫
”	住吉	年広	”	白井	二郎
”	富岡	直哉	”	村中	浩明
”	野中	貴健	”	佐藤	広政
”	東	健而	”	中村	正志
”	井田	茂樹	”	浅利	竹二郎
”	岡崎	健吾	”	佐賀	英生
”	大瀧	次男	”	富岡	幸夫

○欠席委員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	山本	知也
副市	長	吉田	真
副市	長	齋藤	友彦
総務部	長	吉田	由佳子
危機管理	監	畑山	勝利
政策推進部	長	角本	力
財務部	長	松谷	勇
総務部次長	防災安全課長	澁田	剛
政策推進部次長	交通政策課長	黒澤	幸太郎
政策推進部副理事	工ネルギー戦略課長	葛西	信弘

財 務 部 次 長	池 田 雅 文
總 務 部 市 長 公 室 長	立 花 幸 一
財 務 部 財 政 課 長	工 藤 大 介
財 務 部 稅 務 課 長	畑 山 勝
總 務 部 總 務 課 主 任 主 査	佐々木 大
總 務 部 總 務 課 主 任 主 査	菊 池 亘
總 務 部 防 災 安 全 課 主 任 主 査	佐 藤 純 也
政 策 推 進 部 工 ン ー ル ギ 一 戦 略 課 主 任 主 査	杉 山 大 輔
總 務 部 防 災 安 全 課 主 任	山 本 佑 輔

○事務局出席者

事 務 局 長	佐 藤 孝 悦	次	長 石 田 隆 司
主 幹	澁 川 紋 子	主	幹 畑 中 佳 奈
主 任 主 査	瀨 角 朋 也	主	任 浜 端 快

(午前10時40分 開議)

○委員長(佐々木 肇) ただいまから本日の使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は22人で定足数に達しております。

本日の審査は、前回報告を受けました令和6年6月4日以降、安全協定締結に至るまでの経緯等のほか、当委員会が所管する事項について経過と現状について確認し、質疑応答を行うことといたします。

これより審査を行います。本日はまず理事者側より説明を受けた後に、各委員から質疑へと進めてまいりますので、ご了承願います。

ここで、質疑の方法についてお諮りいたします。本日の審査における質疑につきましては、会議規則第116条のただし書の規定により、1人3回までとしたいと思っておりますが、このことについてご意見ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(佐々木 肇) ご異議なしと認めます。よって、本日の審査における質疑については、1人3回までとすることに決定をいたしました。

それでは、理事者の説明を求めます。危機管理監。

○危機管理監(畑山勝利) おはようございます。リサイクル燃料貯蔵センターに関する安全協定について、資料1に基づき、ご説明いたします。

エフエムアジュールをお聞きの皆様におかれましては、市のホームページに資料を掲載しておりますので、御覧いただきたいと存じます。

1ページをお開き願います。前回特別委員会開催以降のこれまでの主な経緯についてでございます。まず、5月28日から6月4日にかけて、市議会特別委員会を開催していただき、安全協定についてご議論いただき、以降、7月3日から7日にかけて住民説明会を開催し、その後、7月19日に安全協定締結に向けて必要な対応について県知事宛て文書発出を経て、7月24日に市の意向について山本市長から宮下知事に伝達いたしました。その経過を経て、8月9日に安全協定書及び覚書調印式を実施し、締結に至っております。

2ページをお開き願います。市民の皆様からご意見をいただく取組の実施についてでございます。先ほどご説明いたしましたとおり、市議会特別委員会につきましては、5月から6月にかけて2回実施していただき、17人の委員の皆様から質疑をいただき、対応させていただきました。

また、住民説明会につきましては、資料の中央の表のとおり、県民説明会を7月3日にプラザホテルむつ、市民説明会を7月6日に脇野沢地域交流センター及び川内体育館、7月7日に大畑体育館で実施しており、オンラインを含めまして305人の方に参加いただき、事業に関する理解を深めていただ

きました。

3 ページをお開き願います。市議会議員及び市民の皆様からいただいたご意見についてでございます。市議会特別委員会及び合計4回の住民説明会におきまして、安全協定の内容や文言に対するものではないものの、幾つか対応を検討すべきご意見をいただいております、安全協定締結に向けて必要と思われる対応について整理をいたしました。

具体的にご意見の内容といたしましては、中央の表にお示ししておりますとおり、①核燃料サイクルを基本とする国の方針が変更になった場合や搬出時に再処理施設が稼働していない場合でも搬出されることの確約が必要、②親会社2社も当事者として責任を持つべき、③貯蔵期間経過後、確実に搬出されるのか、④搬出先の明確化が必要の4点となり、それらのご意見を踏まえまして、覚書の締結並びに事業者及びエネルギー政策を所管する経済産業省のトップの認識を改めて確認するなどの対応が必要ではないかという整理になったところでございます。

4 ページをお開き願います。必要な対応についての県知事宛て文書発出と宮下知事の対応についてでございます。先ほどご説明いたしましたむつ市として必要と考えた対応につきまして、7月19日に県知事宛て文書を発出しております、その内容といたしましては、1点目、不測の事態に備えて、親会社も含めて事業者で責任を持って搬出をはじめとする適切な対応をとることなど、中間貯蔵施設が永久貯蔵場所とならないための覚書の締結や国の認識を確認すること。2点目、国において、立地地域が国策へ協力することの意義や国が行うべき地域住民の安全確保のための役割について、国民全体に対する適切な周知、広報に努めることを求めていくこと。この2点をお伝えするものとなっております。

こうした市の対応に加え、県議会及び県民説明会などで同様の意見があったことを踏まえ、宮下知事が7月23日に事業者幹部及び経済産業大臣と面談し、見解を確認していただきました。内容といたしまして、事業者幹部との間では、資料の左側の吹き出しでお示ししておりますとおり、東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社は、使用済燃料輸送に関する適切な措置及びリサイクル燃料貯蔵株式会社の安全協定項目遵守に係る指導、助言に責任を持って取り組むこと。事業の確実な実施が著しく困難となった場合には、施設外へ搬出を含めた必要かつ適切な措置を講ずること。以上について文書を取り交わすことを確認していただきました。

また、経済産業大臣との間では、資料の右側の吹き出しでお示ししておりますとおり、原子力・核燃料サイクル政策推進という基本方針を堅持し、国

も前面に立ち、国民理解の醸成に取り組むこと。中間貯蔵施設における輸送、貯蔵の状況を毎年度公表、報告するよう、事業者を指導すること。次期エネルギー基本計画において、中間貯蔵施設の意義や重要性を明確に位置づけ、搬出先についても具体化を図ることを確認していただきました。

5 ページをお開き願います。宮下知事への意向伝達並びに安全協定書及び覚書調印式についてでございます。宮下知事に事業者幹部及び経済産業大臣の見解を確認していただいたことで、市として必要と考えた対応が取られたものと受け止め、7月24日に山本市長が宮下知事と面談し、市の意向を伝達いたしました。山本市長からは、「市議会特別委員会、住民説明会の開催を通じていただいた市民の皆様からのご意見の内容に加え、知事と事業者幹部及び経済産業大臣の面談の内容を踏まえると、安全協定締結に進むことができる環境が整ったものと受け止めており、県とともに締結に進みたいと考えている」ということをお伝えし、宮下知事からは、「安全協定締結の準備が整ったという発言については重く受け止めさせていただく」という発言があり、その後、7月29日に知事が安全協定及び覚書を締結することが妥当と判断されたことが発表されました。

そうした経緯を経て、8月9日に安全協定書及び覚書調印式が執り行われまして、締結に至っております。

6 ページをお開き願います。安全協定書の概要についてでございます。安全協定書につきましては、これまでご説明させていただいておりますとおり、市、青森県及びリサイクル燃料貯蔵株式会社の間において、施設周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全を図るため、相互の権利義務などについて規定するものでございまして、住民説明会において内容や文言の修正が必要と考えられるご意見がなかったことから、特別委員会において説明した内容から変更はございません。

その仕組みにつきましても、資料の図のとおりとなっており、既にご説明させていただいておりますので、本日は割愛をさせていただきます。

7 ページをお開き願います。覚書の概要についてでございます。市議会特別委員会や住民説明会の開催を通じていただきました市民の皆様からのご意見を踏まえ、市、青森県、リサイクル燃料貯蔵株式会社、東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社の間において、安全協定を補完する性質のものとして、使用済燃料輸送業者としての役割も含めた親会社の責任や、不測の事態に備えて事業者で責任を持って搬出をはじめとする適切な対応を取ることを規定するものとなっております。

その仕組みにつきましては、資料の図のとおりとなっております。右

側の四角囲みの部分に記載しておりますが、東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社は、リサイクル燃料貯蔵株式会社に対して、使用済燃料輸送に関する必要かつ適切な措置及び安全協定項目遵守に係る指導、助言に責任を持って取り組むこととされております。

また、市及び青森県と事業者の間においては、中間貯蔵事業の確実な実施が難しくなった場合の協議及び施設外の搬出を含めた必要かつ適切な措置の実施に取り組むこととされております。

8ページをお開き願います。事業開始に向けた今後の流れについてでございます。今後は、安全協定及び覚書に基づきまして、住民の安全に留意しながら、使用済燃料の輸送、搬入や最終使用前事業者検査に取り組むこととなります。リサイクル燃料貯蔵株式会社の事業開始時期のめどは9月とされておりますが、市といたしましてはそのことにこだわらず、安全確保を最優先に進めることを求めていると考えてございます。

具体的には、資料の図にお示ししておりますとおり、まずリサイクル燃料貯蔵株式会社から市及び青森県に対して、使用済燃料輸送計画の事前連絡が輸送開始の2週間前までにあります。その後、東京電力ホールディングス株式会社が柏崎刈羽原子力発電所からリサイクル燃料備蓄センターへ使用済燃料の輸送、搬入を行い、リサイクル燃料貯蔵株式会社において最終使用前事業者検査が実施され、原子力規制委員会による使用前確認証が交付された時点で事業開始となる見込みとなっております。

なお、輸送計画の内容をはじめ、詳細のスケジュールにつきましては、核物質防護上、非公表となっております。

リサイクル燃料貯蔵センターに関する安全協定締結についてのご説明は以上でございます。

- 委員長（佐々木 肇） それでは、質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。中村正志委員。
- 委員（中村正志） 覚書の部分についてちょっと質疑をさせていただきたいと思えます。

ただいまの説明でも十分触れておりまして、理解をしておりますが、まずこの覚書を必要性があるとしたのはどういうふうな点からなのか、再度お聞きしたいと思います。

また、親会社も含めた5者で結ぶことになったのですが、これによりまして協定書のどのような部分を補完し、強化するものとなっているのか、お尋ねをしたいと思います。

- 委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（山本知也）　まずは、覚書の必要性のところからお答えさせていただきます。先ほど危機管理監からご説明がありました資料の3ページに、市議会及び市民の皆様からいただいたご意見を掲載させていただいております。一番多くいただいております、市議会と市民の皆さんの合計数ということでございますけれども、そういった中で一番多くいただいた意見が、核燃料サイクルを基本とする国の方針が変更になった場合、また搬出時に再処理施設が稼働していない場合でも搬出されることの確約が必要という点と、もう一つは、③の貯蔵期間経過後、確実に搬出されるか、こういった点が多く、議会ははじめ市民の皆様からいただいた声になってございます。そのことを踏まえまして、知事のほうにご意見を申し上げさせていただいて、知事のほうから、国、そして事業者へ搬出先の確約をしていただいたというふうに認識しております。

そして、この覚書の締結によりまして、まずは安全協定によりまして、貯蔵期間終了までに搬出することが定められておりますけれども、そもそも永久貯蔵場所とならないことが約束されたものと認識してございます。

また一方で、市民の皆様から搬出先の問題や確実な搬出の懸念、親会社の責任等に関するご意見をいただきましたので、それらを整理いたしまして、5者による協定を締結させていただいております。

○委員長（佐々木 肇）　中村正志委員。

○委員（中村正志）　このたび、この覚書を交わすことによって、私自身もより安心感が増したなというふうに感じております。あえてお聞きしたいと思いますが、事業開始を迎えるに当たりまして、今回この覚書を交わすことによって、今市長もお話しされておりましたけれども、市民の皆様のご意見に答えるものとなっていると感じておられるのか。また、むつ市としても、十分に答えるような形となっていると感じておりますでしょうか。再度のお尋ねになりますが、よろしく申し上げます。

○委員長（佐々木 肇）　市長。

○市長（山本知也）　覚書の締結によりまして、先ほど申し上げましたけれども、市民の皆様から搬出先の問題、そして確実な搬出の懸念、親会社の責任等に関するご意見をいただきましたので、それらを整理いたしまして、7月19日に文書を発出させていただいて、7月24日に知事にお伝えをし、その後知事が国ないし親会社に確認を取ってきていただいたと思いますし、知事が搬出先の具体化に関する経済産業大臣の見解の確認、また不測の事態があった場合の搬出及び親会社の責任を規定する覚書の締結に至ったことで、懸念解消につながる取組がなされたものと市としては理解しております。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 3点お伺いします。

1点目は、成案が「案」が取れたわけですが、協定書の中身に変更があったかどうかを確かめたいと思いますので、お伺いします。

2点目、覚書の中間貯蔵事業の確実な実施が難しくなった場合をどう想定しているか。そして、必要かつ適切な措置の実施、これはどういうことを想定しているかお聞きします。

3点目は、私の一般質問のときだったと思うのですが、柏崎刈羽原子力発電所から搬入されるということで、4号機からという回答がありましたが、今搬入されるものは何号機から搬入されるのか、分かっていたらお知らせください。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 危機管理監。

○危機管理監（畑山勝利） 1点目の安全協定の内容の変更があったかないかについてお答えいたします。協定書の内容に案の段階からの変更はございません。

覚書の協定についても変更はございません。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（山本知也） すみません。危機管理監の後に答えるのはあれなのですが、覚書につきまして質疑があったと思いますので、そのことについてお答えをさせていただきます。

まずは、覚書によってどういった事態を想定されているのかというお伺いがあったと思いますけれども、この条項が発動される場合については、本来想定されていないものと理解しております。市として実施いたしました住民説明会におきまして、核燃料サイクルを基本とする国の方針が変更になった場合、また搬出時に再処理施設が稼働していない場合でも搬出されることの確約が必要というご意見を多数いただいておりますので、そうした不測の事態においても搬出等適切な対応が取られることを規定したことによりまして、市民の皆さんの懸念解消に寄与したものと考えてございます。そういったことから、基本的には本来想定されておりませんが、そういった市民の声に対応したというふうにご理解いただければと思います。

また、何号機から搬出されるかということにつきましては、一般質問でも答弁いたしましたとおり、4号機からと伺っておりますけれども、東京電力ホールディングス株式会社からはそういった報告が今現在ありませんので、今のところ認識としては私たちは変わっていないと、東京電力ホールディン

グス株式会社がお答えいただいた4号機というもので理解をしております。

○委員長（佐々木 肇） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） ちょっと先ほどの2点目のところなのですが、必要かつ適切、これ「及び」なのです。協議することと施設外への搬出を含めた必要かつ適切な措置ということですので、協議と搬出は分かるのです。そのほかに何か想定していることがあるのかどうかをお伺いします。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（山本知也） 安全協定締結の際に、記者の皆さんから東京電力ホールディングス株式会社さんに同じような質疑をされておりましたけれども、東京電力ホールディングス株式会社さんからは搬出元の発電所に戻す可能性もあるというふうに言及いただいておりますので、そういった措置がなされるものと認識しております。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。高橋征志委員。

○委員（高橋征志） 安全協定の内容についてなのですが、先ほど佐藤委員の質疑の中で、協定書の内容自体に変更はないということをご答弁いただきましたけれども、6月の特別委員会において、私は7条の放射線の測定、それから17条の風評被害のところについて、甲、つまり県が行うことになって、立地自治体であるむつ市の主体性の部分を質疑させていただきましたけれども、あえてそのままにした理由についてお聞かせください。

○委員長（佐々木 肇） 危機管理監。

○危機管理監（畑山勝利） お答えいたします。

7条の部分のモニタリングの施設等は、県と事業者で設置、測定しているものでありますので、市はその報告を受ける形となっております。その中で、9条にありますとおり、県と市は必要があると認めるときは随時事業者を測定に立ち合わせることができることとなっておりますため、県、市が主体的に環境監視はできるという判断に至りました。そのため内容の変更はないという判断に至りましたので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（佐々木 肇） 高橋征志委員。

○委員（高橋征志） 17条の風評被害の認定委員会のところについても、ちょっと改めてご答弁いただきたいと思います。

それから、もう一点、佐藤委員の質疑と重複しますが、覚書の3、確実な実施が著しく困難となった場合には施設外への搬出というところがあります。ちょっと聞き方を変えてもう一度質疑しますが、核燃料サイクルが中止になったら、使用済核燃料は搬出されるということよろしいでしょうか。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 危機管理監。

○危機管理監（畑山勝利） 17条の風評被害についてお答えいたします。

リサイクル燃料貯蔵風評被害認定委員会が県として設置されております。そのため市といたしましても、そちらのほうに積極的に参加し、風評被害のないよう努めてまいりたいと存じます。

○委員長（佐々木 肇） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） 3点目についてお答えいたします。

核燃料サイクル政策に変更があり、中間貯蔵施設の確実な実施が困難になった場合には、覚書に基づきまして、事業者によって使用済燃料の施設外への搬出を含め、適切な措置が講じられることになるものと認識しております。市といたしましては、常に状況を注視いたしまして、安全協定や覚書の協定内容が守られない事態に至る前に、機先を制した対応を行っていく所存でございます。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） 2つだけちょっとお伺いしたいのですけれども、まず市長にお伺いしたいのですけれども、覚書の効力、これはどのように感じているかと。例えば法的効力、人道的効力ですね。

2つ目は、ではこの覚書をどのように今後確認していくのかと。というのは、よくここに置かないということで、大臣が替われば行くとかしていますけれども、これを交わしたからもうしばらくいいのか、もしくは定期的に行っていくのか、もしくは年度ごとに何年か区切って、互いにまた確認し合うのか、この2点をお伺いいたします。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（山本知也） 安全協定と覚書の法的拘束力ということでございますけれども、安全協定に関しましては法的拘束力のある契約に当たるものと位置づけられておまして、法律上の保護の下、協定書の内容の確実な履行がされるものと理解しております。いずれにいたしましても、安全協定も覚書も重要な、意味のある事業者と地域との約束事でありますので、その内容が確実に履行されるよう、市として着実に監視を続ける必要があると考えております。

また、覚書に記載されております事項の確認という意味では、基本的にはこの覚書は、記載されてありますとおり、3点ありますけれども、1点目は親会社の責任を確認している事項でございます。2点目は、貯蔵に関しても親会社が責任を持って指導、助言。3点目が使用済燃料中間貯蔵施設の確実な実施が著しく困難になった場合というふうに書かれていますので、基本的

にはそうなった場合にこういった覚書が発動されるものでありますので、年度で確認するというよりも、こういった事態が想定された場合に確認するものと理解しております。

○委員長（佐々木 肇） 佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） 分かりました。どちらかという并希望的観測みたいな部分はあろうかと思うのですが、私はあまり国を信じていないものですから。例えば裁判官によって判例も違うのをちょっと調べてみたのですけれども、ただ自治体のものですから、かなり効力があるとはあるのですけれども、ちょっといささかまだ猜疑心が残っていますので、例えば市長が選挙して次受かったときに、もう一度互いに会って確認し合うだとか、誰かが替わったときすとか、そういう、年次は区切らなくても、そこら辺のきちっとまた再度確認し合うのが必要かと思うのですが、最後にいかがでしょうか。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（山本知也） この覚書、安全協定というのは、県、市、事業者、これは代表が替わろうとも、市と事業者と県のお約束でございます。私たち市との約束が、知事が替わったから、市長が替わったから、社長が替わったから変えられたら、例えば社長が替わったからこの覚書はなくなるというのであれば、これは約束にはならないと私は思っていますので、市長が替わった、知事が替わった、事業者が替わった、国が替わったということではなく、国、県、市、事業者との約束を、国は覚書、安全協定の締結者ではございませんけれども、国とのお約束、市、県、事業者との約束をしっかり果たしていただく、そのことが重要だと認識してございます。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 1点だけお聞きします。

不測の事態の中に、今六ヶ所の再処理工場がまた2年以上延期ということになっておりますが、この延期がもっと長引くという場合は不測の事態として位置づけられるのでしょうか。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（山本知也） 覚書に記載ありますとおり、使用済燃料中間貯蔵事業の確実な実施が著しく困難になった場合ということになっていきますので、再処理工場がいつ完成するかということは、50年間の中で再処理工場が動かないということになれば、もちろんこういった条項が発動されると思いますけれども、覚書の条項、記載をしっかり見ていただければいいのですが、使用済燃料中間貯蔵事業の確実な実施が困難になった場合というふうに理解していただければと思います。

○委員長（佐々木 肇） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 次の基本計画の中に位置づけるようにということで要請したと聞いていますけれども、そのことの確実性は99%、100%あるのでしょうか。六ヶ所の再処理工場はトラブル続きで、本当に大変な状況で、再処理工場を次の第7次エネルギー基本計画に位置づけるという、そういうふうな答弁もありますけれども、これは本当に確実なのでしょうか。そのことで本当に安心して、そのまま受け止めているのでしょうか。様々な国策について翻弄されてきたというのがこのむつ下北の歴史です。その辺のことでは、どうも不安がまだ市民の中にも残っていると思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（山本知也） 全ての事柄に100%を求めるというのは非常に難しいものだとは認識しておりまして、この国の最高法規でございます憲法につきましても、国会議員の3分の2の同意と国民の半数の賛同があれば憲法すら変えられる、それがこの国の、法治国家の仕組みでございます。それが全てこれからも今の憲法のとおりいくかと言われると、100%そうはならないと。国の事情によって、国民の皆さんのご理解によって変わるものが最高法規の憲法でもありますし、そういった中で、国と市がしっかりと同じ方向を向いて国策に協力する立場で私たちがお伝えしているのは、知事からもお伝えしていますけれども、経済産業大臣にお伝えしていますし、先般、8月16日に岩田副大臣に私からも申し上げておりますけれども、次期エネルギー基本計画にしっかりと搬出先を記載してください、明記してくださいと、このことをお願い申し上げております。そういった行動を市もこれからも続けていくことに意義があると思いますし、100%記載されるかどうかというのは、基本的に今求められても、私たちがつくる計画ではございませんので、国にしっかりと意見を、市民の皆さんの意見を届けるのが私たちの役目だと認識していますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 質疑なしと認めます。以上で本日の報告に対する質疑を終わります。

最後に、次回の審査内容について協議となりますが、このことについてご意見等がある委員はご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 特に発言がありませんので、次回審査は当委員会が

所管する事項の動向を注視しつつ、適切な時期、内容により審査するという
ことで正副委員長にご一任いただき、決定次第、委員の皆様へ通知すること
といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） ご異議なしと認めます。よって、そのようにいたし
ます。

それでは、お諮りいたします。本日の使用済燃料中間貯蔵施設に関する調
査検討特別委員会はこれで散会したいと思います。これにご異議ありません
か。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） ご異議なしと認めます。よって、本日の使用済燃料
中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会は、これで散会いたします。

（午前 11 時 17 分 散会）

上記のとおり相違ありません。

使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会

委員長 佐々木 肇